

日本国内における外国人労働者の必要性に関する一考察

——長期的、包括的視点より——

対馬 宏

要 旨

本論文では、外国人労働者受け入れに関連する諸問題を考察する。

II章の定義でもわかるように、外国人労働者と一口に言っても広く、主に4つに類型化される。ここでは中でも近年急増し、日本国内の非熟練労働の一端になりつつある部分、特に技能実習生を中心とした労働力を念頭に、議論を展開する。

近年、外国人労働者については、「少子高齢化の中、労働人口が減少し人手不足が深刻化している。外国人労働者受入の拡大は喫緊の課題である。」と言われるが、III章で議論しているように、人手不足は作られた側面が多く、最低賃金の値上げなど労働力拡大以前に政策的手段が尽くされていない。また、少子高齢化は合計特殊出生率の話でもあり、今すぐ20代30代の労働力を入れて解消されるものでもない。喫緊かという議論に際しても一部の業種、一部の地域、一部の消費者だけの利得が議論展開されており、そのために外国人労働者が必要不可欠であるという議論には無理が多い。

IV章ではこれらを踏まえ、主に長期的な外国人労働者の日本社会への影響を経済的観点から以下の3点について考える。外部費用の問題、生産技術の継承という継続性の問題、そして、構造転換の停滞という問題である。こうしたことを考えることにより、単なる短期的な需給ではなく、より継続的、長期的、かつ、安定的な社会を構築するために外国人労働者はどう活用されるべきか、どのような点に難があるかについて考察を深めることとする。

I はじめに

外国人労働者を論じるのだが、根本には、経済効率の問題を取り上げている。単純に損得、直接的利益と費用を比較したものと考えるならば、なにもここで深く論じる必要はない。しかし、労働力であると同時に人としてみられるべき外国人労働者につき、様々な問題点を洗い出すことが必要と考える。道徳的・倫理的分析ではない、ただ、短期的な解を求めているわけでもない、様々な視点であくまで経済的に考えていくことによる一考察を提供することとする。

著者がそう思い立った理由・背景としては、外国人労働者に関して、マスコミなどで取り上げられている話題に、非現実的、非経済的、非科学的なものが多いと思っているという点がある。

一例を挙げるならば、コンビニ業界から技能実習生が関わることのできる新職種の中に小売り業を加えることが提案されたことである。新浪氏の発言は記憶に新しい。技能実習生にさせるのは棚卸し、在庫管理などが主な仕事と言い、国に帰ったときに小売業を立ち上げる際に必ず役にたつという。自企業の人手不足対策ではないことを強調していた。コンビニ業界の体質も相まって、これについては、

各方面から批判を浴びた。

著者はこのような発言をご都合主義だとか、結局は自分の利益誘導のためだとか言って批判しようとしているわけではない。むしろそういう面もあるが、企業のトップであり、利益の極大化が至上命題の立場からはまあ、この程度の発言は十分あり得る。

ここは、これ以前に、外国人労働者として来日する彼ら・彼女らの習得した技能が帰国して本当に役に立つかを考えなくてはならないところであろう。途上国で小売業がコンビニでの経験を元に行われると考えた場合、まず、このような棚卸し、在庫管理の形式が日本と途上国では決定的に異なる点を指摘しておかなければならない。国ごと、地域ごとに支払い方法も多岐にわたり、未だにメモ帳中の書き込みレベルのものから、屋台ですら日本より遙かに進んだスマホ決済が行われているところもある。実際問題として、彼ら・彼女らが本国へ持ち帰ってもすぐにその知識が使える、必要不可欠であるとは考えにくい状況なのだ。このように、新浪氏の発言は、若干、論拠が薄いことは否めない。

こういうものがまかり通ると行政・立法府に近い人物が利益を受けてしまうことになる。これでは、資本主義経済・自由主義市場が短期的にも効率が低下し生産性の上昇も望めない、ただのクローニー資本主義経済になってしまうのだ。

ここでは、単に社会的観点からの批判をするのではなく、あくまでも、経済学的分析を加え、それが論理的・科学的に当を得ているのかをまず解明することから始めたい。

II 外国人労働者の現状と移民の定義

外国人労働者を論じる前に外国人労働者、そして今回関係のある移民という言葉について、その現状、それに付随する定義を見ておきたい。

1. 外国人労働者の定義と現状

一口に外国人労働者と言っても、その在留資格により大きく4通りに分類される。この分類の仕方自体に、日本における外国人労働者問題の複雑さが凝縮されているとも考えられる。

以下、厚生労働省より毎年開示されている外国人雇用の実態調査、『「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ』（令和元年＝2019年＝10月末現在）を参考に区分する。

①身分に基づく在留資格

職種制限特に無し

戦後、出身国への帰国困難者、日系三世、四世

主に、韓国・朝鮮、ブラジル等南米出身

②高度人材

教員、あるいは、日本人に代えられない職種、日本国内で不足した技術保持者

主に、G7出身者、中国

③技能実習生

表向き、日本の高度技能習得を目指す、実際は多くが3K労働力

主に、中国、ベトナム

④留学生（含む日本語学校）

職種制限は特にないが、週28時間まで

表向き、勉学、実際は単純労働のアルバイトが大半を占める

主に、ベトナム、中国

この区分で、本論文で特に、問題になるのは、3の技能実習生、そして、4の留学生である。表向きの職種とは別にその仕事内容が実際には主に単純労働に向けられている点で、この二つは共通している。

ここでは、まず、主に技能実習生に問題に向ける。彼ら・彼女らは、コミュニケーションの問題もあり、仮に法令違反があってもカミングアウトできない。2020年10月に厚生労働省が発表した実態調査統計によると7割以上の受け入れ団体が違法性を指摘されている。^{*注1}

もう一つ、なぜ技能実習生に問題に向けるかということ、在留年数の問題があるからである。この論文で問題にするのは、外国人労働者の長期的視点だからである。

①の人々はほぼ在留資格が確定している。何か問題がない限り、日本に長期滞在が可能で、職種制限もなく働ける。以前は、大企業に採用枠がないなど事実上の差別的制限があった。今では、少なくとも表面上は法的に差別は禁止されている。

②の人々は高度人材で日本人に代えられない、あるいは不足した技術者であり、教育機関・企業・研究所もそれなりの報酬待遇を払って迎え入れている。在留資格の延長も視野にあり、期限の問題で著しくもめることはない。

要するに、①と②については問題は多いものの、本論文で考えているようなことは起こらない。

④は、留学生であり、本業は勉学である。職種もアルバイトであり、資格外活動という名でわかるとおり、本来、長期ながらも、帰ることを前提とした人々である。（ただし、単純労働という意味で、本稿に関わりが出てくる。）

③の技能実習生が最も問題が大きいことがわかる。技能実習生は元々技術をつけようとしているが、すでにこの時点で労働者と数えられている。彼ら・彼女らは表向きは技能習得だが、実際は多くが3K職場における労働力不足に対峙している。技術が身につかないばかりか、一定の期間を過ぎたら帰り、そして、また、次の誰かが来るといういわゆるローテーション派遣労働者に過ぎない。彼ら・彼女ら自身は長期滞在を希望していてもそれがかなわないのである。当然のことながら家族同伴、結婚、出産、子育てもあり得ない話となる。

今回の論文ではこのような観点から④そして一部③に関連する問題にスポットを当てる。このため、技能実習生を中心に話を展開するが、外国人労働者の長期的な課題を考察することが最終的な目的である。

2. 長期化と移民の定義

長期の問題、そして、家族の問題となると、移民という言葉が浮かぶ。この節では、移民の定義を明らかにしたい。

OECDの定義によると、移民とは元の国を出て労働を目的とし1年以上滞在する人々を指す。日本語の語感とはだいぶ異なる。日本語では移民は定住をして、さらに永住を希望する人々、またはその行為と言うことになる。

移民と外国人労働者の違いはどこにあるであろうか。もちろんここでは、日本に来る移民の人たち、日本に来る外国人労働者を念頭に置いてその区別を考える。もう少し日本語の語感に即して移民の定義をするために、以下の内藤(2019)の文章を引用する。

「移民は、その国にずっと長く居る人たちです。それから、必ずしも働き手だけではないと言うことです。家族と一緒に定住した人たちのことを、その家族も含めてふつう移民と定義します。」*注2

この文章によると、移民の定義は、家族同伴も含めて日本国内に住み始めた人たちと言うことになる。しかし、そういうことになると、家族同伴に対して否定的な日本政府の姿勢は、外国人労働者を移民としては認めないことになる。

人権との関連で、欧州では様々な権利が認められている。家族と一緒に住む権利、本国の国民と同等の労働権などである。ところが、日本の場合にはこれが危うくなっている。労働者としてはいてもらいたいが、長居は困るという考え方である。*注3

III 外国人が必要とされる論拠の検証

そもそも外国人人材が必要なのだろうか。上記で分析したように、ここではもちろん高度人材について論じようとしていない。また、いわゆる特別永住者について論じるつもりもない。あくまでも外国人労働者、具体的には、近年急増する技能実習生、そして、もう一つの枠は、統計的に見るといわゆる資格外活動（主に、日本語学校などに所属し実際には、アルバイトの形で従事）に該当する人たちである。

本章では、まず、外国人労働者が必要とされる、という主張について点検してみることとする。「少子高齢化の中、労働人口が減少し、人手不足になっている。外国人労働者の受入を図ることは急務である。」

以上がよく聞く主張である。これを分解すると以下ようになる。第一に、人手不足が起こっているということである。第二に少子高齢化が進展しているということである。第三に、急務であるということである。実際のどの程度、本当のことであろうか。一つ一つ検討してみたい。

1. 人手不足かどうか

人手不足と言うことになっている。実際そうであろうか。以下は業種別有効求人倍率のデータである。

表1 職種別有効求人倍率

職 種	2020年
全職種平均	0.94
介護サービス	3.21
自動車運転	1.94
営業	1.51
社会福祉	2.92
一般事務	0.22

(出所) ハローワーク情報サイト～ハロワのいろは～

職種は従事者の人数が多い5種類を選んである。このように、人手不足は業種による偏りが多いことがわかる。また、都道府県別でも偏りが見られる。もしそうであれば、人手不足に陥っている職種において、ただ単に賃金を上げればいいだけのことではないか。

人手不足が始まると必ず呼ばれるのが、高齢者、女性、外国人労働者である。そして、この波が過ぎるとこのカテゴリーから整理が始まる。要するに調整弁なのである。しかし、賃金を上げないで済ませる方法がある。それが外国人労働者の活用である。高齢者、女性と異なり、法律上、ビザ基準等を緩和させることでさらに簡単な調整弁になる。

ただ、ここで問題になるのは、最低賃金の問題である。最低賃金は少なくとも表向きは外国人労働者にも適用される。これでは国内で外国人労働者を雇用する意味がない。だが、最低賃金を据え置くならば、人手不足が発生し、「仕方なく」外国人労働者を入れることが可能になる。そうすると最低賃金がリーズナブルかどうかという判断になる。

最低賃金水準について見ることによって、日本の最低賃金が国際的に高いか低い、ある程度見ることが出来る。最低賃金水準とは最低賃金を一人あたりGDPで割った値である。(表2)

表2 最低賃金水準国際比較

国 名	2019年
韓国	62.7
フランス	61.5
イギリス	55.2
ドイツ	48.2
日本	44.0
米国	31.6

(出所) OECD

(注) 一人あたりGDPを100とする

これによると格差社会である米国は別として、日本の最低賃金は、フランス、イギリス、韓国などと比較して相対的に低水準に位置することになる。これを放置したままで、外国人労働者を受け入れることによって解決を図ることは、事実上、非熟練労働の外国人労働者受け入れを容認することになってしまう。問題の先送りに過ぎない。言い換えれば、意図的に作られた人手不足に意図的に行われている外国人材の登用と言うことも出来る。これにより、一部の衰退産業が意図的に延命されていると考えることも出来るのである。

2. 少子高齢化社会

日本が少子高齢化社会に向かっていること自体は自明のことである。合計特殊出生率は1.4近辺にまで低下した後、政府の様々な施策も功を奏さず低迷したままである。また、高齢化も進展しており、現在平均年齢は45歳前後と高齢化の進む先進国の中でも上位に属する。

それでは、少子高齢化の対策として外国人労働者を活用することは有効かという点、それには疑問符がつく。もとより、少子化の本丸である子供の年代の人口が増えるわけではない。というよりそこが増えてしまっただけでは困るという考え方である。少子化の問題といってもほしいのは実際には、20前後までの若い世代のしかも単純労働をいとわない人たちであるが、この世代は、数年で母国に帰ってしまっている。これでは、少子高齢化の解消につながらない。また、仮に、50代まで滞在を許した場合に、帰ってくださいといえるであろうか。そうして年金の積み立てもやっているとすれば、その後も日本にいたことが前提となる。従って、高齢化を防ぐことは出来ない。現状の外国人労働者受け入れ制度の延長線上ではもともと少子高齢化の対策にはならず、この問題を少子高齢化と並べて語ることで自体が論理的矛盾をはらんでいるのである。

3. 急務、喫緊の課題か

この急務、喫緊、待ったなしの課題という議論についても疑問がある。一部の業種だけ、一部の地域だけの可能性は高い。そして、日本経済への影響はそれほど大きいのか。

著者のような考え方に対して、よく聞く反論としては、「コンビニがなくなってもいいのか」というものである。確かに首都圏の中心ではコンビニが閉鎖されることによって目に見える不便が出てくる場所もあろう。価格の据え置きが出来ないであろうから、今より高価格で、かつ、店舗数が限られ、夜間営業の無理強いも出来ないことになるかもしれない。まさにインコンビニエンスである。

しかし、コンビニが全てなくなるわけではない。他の業種に見合うように価格引き上げを行うかもしれない。留学生アルバイトにたよらない、外国人労働者ではない従業者を確保するために待遇改善をすることが必要になるかもしれない。そうすることにより、たとえば、10%店舗が減り、10%の価格引き上げが起こったとする。それは日本経済に打撃を与えるであろうか。

4. 本章のまとめ

このように、

「少子高齢化の中、労働人口が減少し、人手不足になっている。外国人労働者の受け入れを図ることは急務である。」という命題自体が、言説化しているのである。それをそのまま鵜呑みにし、だから外国人労働者が必要であると持って行くのは、かなり危険な論理展開と言うことになる。

Ⅳ 外国人労働者を入れることの意味

本章では、外国人労働者を受け入れることの意味について、主に三つの観点、外部費用負担、社会的費用の節約と技術継承、社会経済の構造改革という点から考察する。

1. 外国人労働者を受け入れた場合の外部費用負担

本節では、外部費用について考え、その負担について考察する。外国人労働者を受け入れる際に問題となるのは、外部費用が発生している点である。

一例として、日本語教育の問題を挙げたい。日本国内では日本語が出来なければどの職業でも不便があり、最低限の日本語学習が必要とされる。入国するまでに多少でも積んでおいてくればいいが、大方の場合、そうとも限らない。^{*注4}

この費用を社会全体で、すなわち、予算を組んで、税金で負担するというのが現在の制度である。しかし、これについては、費用がかかるとするならば、その費用を日本社会全体ではなく受入企業が負担すればいいだけのことという考え方もある。受益者負担の原則である。たとえば、当該の労働者が日本語が出来ないのであれば、教室を借り、日本語教師を雇い、一定水準まで日本語能力を引き上げることも考えられる。そして行政がそれを見届ける。もし、企業が個別に支払いをすることが出来ないのであれば、一人あたりの労働者受け入れとともに一括で税金として支払ってもらう。それでも受け入れようというのなら、企業側にそれだけの利益があるのだから受け入れればよいということになる。

言い換えれば、社会費用の負担は、受益者がするべきであるということで、企業が投資して、日本語も日本文化も教え、中小企業で出来ない場合にはお金を出し合うという考え方であり、それは、政府、国、自治体がやるのでは、関係ない人にとっては不公平に映ることも考えられるからである。^{*注5}

労働力を労働力だけで受け入れるのは難しい。切り取られた能力だけを入れることは出来ないからである。切り取られた労働力のみがほしければ、海外進出して工場を建て労働力を集めるなどの方向しかない。実際、海により国境線のない日本は企業が直接投資という形でそれを行ってきた。そしてそれ以前は、東北などからの潤沢な労働力供給に都市部が甘える形で一つの社会・経済活動を維持・成長させてきた。このように、安価な労働力を調達することで日本経済は保たれてきた。それが立ち行かなくなったために外国人労働者を受け入れようとしたのだが、その時とは全く異なる事態が発生したと言うことになる。

2. 外国人労働者を受け入れることによる長期的な社会構造の変化～技術の継承～

この節では、外国人労働者の受け入れによる技術の継承という観点から、メリット・デメリットについて述べたい。外国人労働者を受け入れると言うことは、少子化のデメリットを一気になくす言うことである。

人は、0歳から20歳まで、要するに経済的にもものになるまで、時間と金がかかる。これを一気になくそうとすれば、外から取ってくるしかない。外国人労働者の登場である。***注6**

だがここで、問題になるのは、これが長期的にいいかどうかである。不都合が出てくる。

それは技術の継承である。外国人労働者は日本の技能を学んで帰ることになる。そうすると技能を継承する日本人が減少することが考えられる。***注7** 3年で技能実習生が回せるのであれば、1-2年程度の技能習熟が必要な職種はその継承が少なくとも短期的には外国人に任せられる。そうすると日本人の技術継承が行われなくなり、いずれはその職種については外国人が引き受けるということになる。

滞在期間をもう少し長期で考えるとこれは社会構造の変化になっていく。人口ピラミッドは、横倒しにした凸の字が両側から合わさったような形になり、きわめて産業界に都合のいい社会になっていく。こうなると、日本社会自体が、その存在を失っていくかもしれない。

合計特殊出生率は1.4近辺であり、本来ならば少しでもこの数字を引き上げる施策の方が重要である。それをせずに、現在の政策は、ただ、労働力不足を賃金を上げずに済ますだけの外国人労働者であり、長期的な視点には立っていない。***注8**

著者は日本社会が外国人労働者だらけになるなどと言うことを懸念しているわけではない。今までの制度で社会を維持できないからといって安易な方向に走り、社会構造自体を維持できなくなることを懸念しているのである。

3. 経済構造転換という観点から見た外国人労働者問題

ここでは、一国の経済を経済発展、経済構造の高度化という点から見た場合の外国人労働者について考察する。外国人労働者の受け入れ拡大は日本経済へのプラスの効用という視点以上に、国内日本人労働者の賃金を下げる、あるいは頭打ちにする効果がある。そして、これこそが政府が望んでいる狙いかと思いがた節もある。

ここで、その政府の施策の中心ともいえるローテーションという考え方について考察したい。ローテーションとは毎年一定数の労働者を入れる代わりにそれに見合う労働者に帰ってもらうという考え方である。労働力を入れ替えるためローテーションと呼ばれ、これが政府に定住・永住・恒久化を促す移民政策ではないと言わしめる元となっている。

この考え方は、人間の一生のうち、経済活動にプラスの時期のみ抽出し活用し、それ以前とそれ以後はマイナスの時間と考える考え方である。これならば、実際には、日本人と他者を分ける社会が存在していく。そして外国人労働者を二級市民扱いる国がいやが応にも形成される。教育も医療、福祉も平等というのがグローバル社会の通念であるから、こうした日本が国際社会に受け入れられると

は考えられない。^{*注9}

また、このローテーションを期待するということは、一番おいしいところだけをつまみ食いすることになる。そして、それもある企業だけ、職種を指定された企業だけが直接的にはその恩恵にあずかることになる。他の企業もその余波を受け、間接的には、労働者の供給を受ける。最終的には、日本全体の雇用者側が、その度合いは減少していくものの順次恩恵を受け、被雇用者側がその不利益を受けることになろう。そして産業の高度化が図られない。産業高度化は必要ないからである。ヒトモノカネ、技術のうち、人が供給されるのであるから、外国人労働者を受け入れない場合と比較して、人的資源をより多く使うが、それではいつまでたっても産業の高度化につながることはない。

このことを一つの例を挙げることで説明しよう。近年、牛丼チェーンでも大きな薬局のように番号が表示され、取りに行くシステムが導入されている。また、居酒屋やファミレスではタブレットが各卓においてあり、それにより注文を確定するシステムもある。これであれば、人手は少なくてすむ。しかし、ローテーションで常時外国人労働者を回転させていけばこうはならない。省力化が可能かどうかとか言う話をしているのではない。高度化・省力化が図られない状況では経済の効率化、それこそ構造改革は進まないのである。

無論、外国人労働者の力を借りずに省力化を図れば、初期投資がかかる上、無味乾燥で、おもてなしがないなどの批判もでてこよう。ただ、機械化、省力化は図られる。そして余剰となった人材は他のより高度な職務に転用される。しかし、省力化をしなくてすませるとのことならば、ごく自然な形で産業高度化、社会構造の効率化は進まないことになるであろう。

V まとめ

これまで述べてきたことをまとめる。近年、外国人労働者は、少子高齢化に伴う人手不足の過程として喫緊の課題と言うことになっているが、それを鵜呑みにすることには大いに疑問符が付くことになる。そして、社会の継続的安定性の観点から見た場合、外部費用負担の問題、生産技術の継承の問題、経済社会構造の高度化停滞という問題が発生し、安易な外国人労働者への依存、導入には慎重であるべきであるという結論にならざるをえないのである。

さらに立ち戻って述べれば、外国人労働者の問題はまだ解決されていないと言う面がある。学術的にその分析もまとまっていないし、まとまっていたとしてもそれは海外での事例であることがほとんどである。このような段階で、政府は受け入れ体制も整わないまま外国人労働者を受け入れる方向にのみ舵を切って、その受け入れの基準を足早に緩和している。この方向には多くの危惧が表明されており、私もその一人であると言うことを言い添えてこの論文を終えることとする。

(主要参考資料)

厚生労働省(2019)「外国人雇用状況」

OECD DATABASE 参照(2018) 最低賃金水準のデータ

(主要参考文献)

- NHK取材班(2019) データでよみとく外国人“依存”ニッポン 光文社
 友原章典(2020)「移民の経済学」中公新書
 内藤正典(2019)「外国人労働者・移民・難民って誰のこと？」集英社
 永吉希久子(2020)「移民と日本社会」中公新書
 三橋貴明(2014)「移民亡国論」徳間書店
 望月優大(2019) 二つの日本 「移民国家」の建前と現実 講談社

*注1 2020年10月24日 NHK ニュースウェブ「外国人技能実習生が働く事業所 7割超で違反 厚労省まとめ」

*注2 内藤(2019)

*注3 また、ここで、日本人全体にとって利益になるとは限らないことも確認しておきたい。外国人労働者が来ればその分同じ職種に就こうとしている日本人と競合する。そうした日本人労働者はこの問題をどう考えるだろうか。もし代替可能ならば外国人労働者は賃金下げの圧力になる。補完的ならば、協働作業としてシナジー効果が得られることになる。これは実際にやってみないとわからない。

これについては「移民の経済学」(友原、2020)で紹介されている米国の研究例がある。これによると、移民の増加により、特定の業種が被害を受けるかどうかは、場合によって異なることが観察されている。ただ日本におけるこのような研究は今のところなく、一般的な経済学の常識として、競合相手の増加ととらえられている。

*注4 だから、「日本人」がいいとされるのである。3, 4世が注目され、いわば準日本人として、職業選択において特段の制限がないという特別措置が与えられたのもこのためである。

*注5 この問題を、本人以外にも広げるとさらに様々な問題が浮かび上がってくる。家族の問題である。家族が帯同すれば家族の費用も払うことになる。

*注6 外国人労働者が公的に考えられた制度の一つにEPA(経済連携協定)がある。日本がEPAを結ぶ際、日本側はインドネシアなどの相手国に日本の工業製品の関税を下げさせる代わりに相手国からの輸入品として介護士の受け入れを決めた。まさに人間ではない経済的な労働力だったのである。幸か不幸かこの導入は大きな影響を持たずに終わり、日本国内での外国人問題を拡大することにはならなかったが、そういう例もあったことは把握しておきたい。

いわゆる、労働力と呼んだがやって来たのは人間だったという典型的な例である。

*注7 このような事実は主に建設現場等で実際に起こっていることが指摘されている。

*注8 ちなみに、安倍政権の元で女性へのアンケート調査や理想を元に計算した値として、希望出生率なるものがありそれは1.8になっている。

*注9 ヨーロッパ諸国も最初に外国人労働者を受け入れたときは賃金を含む自国民と外国人労働者の間の差別待遇政策を採っていた